



## 井上邨戸長役場の看板

尾崎 泰弘

この「埼玉県高麗郡井上邨戸長役場」と書かれた看板(民具No.2882)は、たて 121.0 センチ、幅が 23.5 センチ、厚さ 3.5 センチあり、檜の 1 枚板でできています。



埼玉県  
高麗郡井上村  
戸長役場の看板

戸長役場とは、明治 11(1878)年 7 月から同 17 年 7 月までの町村役場のことで、戸長は町村民による選挙で選ばれました。その立場は町村の行政運営を行う、政府の役人機構の末端にあると同時に、地域住民の代表者でもありました。この時期の戸長役場は、多くが戸長の自宅が宛てられて、公私が完全に分離されていない状態でした。井上村の戸長は井上六郎左衛門で、明治 12 年 7 月 12 日に任命されていますが、その役場も井上 8 番地にあった井上宅に置かれました。明治 16 年の井上村「村内各戸坪数取調帳」(東吾野村文書No.192)によりますと、その広さは間口 13 間、奥行 5 間の 65 坪(214 平方メートル、約 15 メートル四方に相当)と村内 2 番目の大きさで、このうち 15 坪(49.5 平方メートル)が戸長役場として使われました。この看板は明治 12 年から 5 年間そこに掛けられていたこととなります。

明治 17 年に戸長管轄区域を平均 5 町村、500 戸を標準として拡大する法改正が行われ、町村の区域はそのままに、数町村を組み合わせた区域に 1 つの戸長役場を置くこととしました。これを連合戸長役場といいます。井上村周辺では、白子、虎秀、平戸、井上、長沢の 5 つの村が連合して、虎秀村に戸長役場を置きました。連合戸長には井上村戸長の井上六郎左衛門が就任しましたが、役場は井上の家ではなく、虎秀村の加藤友之助宅となりました。明治政府は、戸長の私宅と役場が兼用となっていた状態を改め、公私を分化し、「お上の役場」の性格を明示するために、別の建物を戸長役場とするよう命じたためと考えられます。虎秀村連合は、五ヶ村で 363 戸、2,005 人でした。

井上は明治 19 年 4 月 13 日に連合戸長を辞任し、同月 20 日に同じ井上村の小林拾三が就任しました。時期は不明ですが、連合戸長役場も、虎秀村から井上村西組にあった小林拾三の家の長屋門に移りました。拾三の居宅は間口 14 間、奥行き 6 間半の 91 坪で井上村では最も大きい屋敷でした。

### 【参考文献】

石田 弥重郎 編集『東吾野郷土誌』東吾野郷土研究会 昭和 45(1970)年 8 月

飯能市史編集委員会 編集『飯能市史』資料編Ⅳ(行政一) 飯能市 昭和 55(1980)年 11 月

大島 美津子『明治国家と地域社会』岩波書店 平成 6(1994)年 4 月

飯能市名栗村史編集委員会 編集『名栗の歴史』(下) 飯能市教育委員会 平成 22(2010)年 3 月